平成２６年（フ）第６７２号
仙台市宮城野区宮千代２丁目８番地の２
イーグルハイツ宮千代302
債務者　相内　瑞穂
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６４号
茨城県行方市小幡1358番地２
債務者　萩原　隆之
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第３６１号
新潟市西蒲区巻乙13番地３
債務者　星野　秀幸
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３６４号
新潟市西区小針４丁目39番18号　レジデンスＫ－Ｂ101号、前住所新潟市西区松美台１番14号
債務者　安田泰治郎
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３３６号
金沢市大桑町平１番地１　県営住宅７棟308号、従前の住所石川県野々市市押野２丁目63番地１
債務者　やじろべいこと　前川　英雄
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２２０号
長野県安曇野市穂高有明2105番地266
債務者　有賀　佳己
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１５０５号
名古屋市中川区中島新町４丁目1510番地　さくらマンション中川203号
債務者　伴　　和夫
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８５号
三重県津市久居野村町893番地１　県営住宅Ｌ２棟７号室
債務者　長谷川隆久
1　決定年月日時　平成26年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２３９号
兵庫県宝塚市御殿山２丁目25番３号　シャーメゾン御殿山３号室
債務者　清水　真弓（旧姓向井・豊田）
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２７８号
兵庫県宝塚市御殿山２丁目25番３号　シャーメゾン御殿山３号室
債務者　ダックスこと　清水　潤也
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第３４１号
奈良県天理市田井庄町577番地　撫養詰所
債務者　榎本　哲夫
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２４０号
奈良県香芝市穴虫1037番地１　レオパレス二上205号、前住所奈良県香芝市高176番地１ライフインサンヨー志都美Ⅱ307号
債務者　藤本　啓寿
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２５９号
奈良県大和高田市旭北町５番12号　高田マンション102号
債務者　鮎川　明宏
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第８３０号
広島県東広島市西条西本町13番15号　コーポ花蓮201号
債務者　瀬戸　りか（旧姓上﨑）
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８３１号
広島市南区丹那町41番８号
債務者　佐々木壽美子
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８３２号
広島市南区丹那町41番８号
債務者　佐々木謙三
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８７９号
広島市安佐南区中筋３丁目30番２－５－102号
債務者　有高慎太朗
1　決定年月日時　平成26年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
広島地方裁判所民事第４部